地区計画のルール

よ し わ ら ひ ら い け

吉原平池地区

【令和８年９月３０日告示】

名　　称	吉原平池地区計画
位　　置	豊田市吉原町平池の一部
面　　積	約１．６ha



吉原平池地区まちづくりの目標

工場跡地を活用し、当該地区の活力の向上を図るため、ゆとりある良好な居住環境の形成を誘導します。

《吉原平池地区計画における建物に関するルール》

吉原平池地区では、以下の内容が建物について定められています。

① 用途の制限
② 敷地面積の最低限度
③ 壁面の位置の制限
④ 形態・意匠の制限
⑤ 高さの制限

青文字 … 第一種低層住居専用地域で制限されている項目
赤文字 … 地区計画のルールとして追加された項目



屋根や壁の色は、豊田市景観計画に基づき、周辺の環境と調和したものとしましょう。

道路に接する敷地境界線から１m未満に垣又はさくを設ける場合には、生垣やフェンスその他の透視性のある鉄さく等とします。

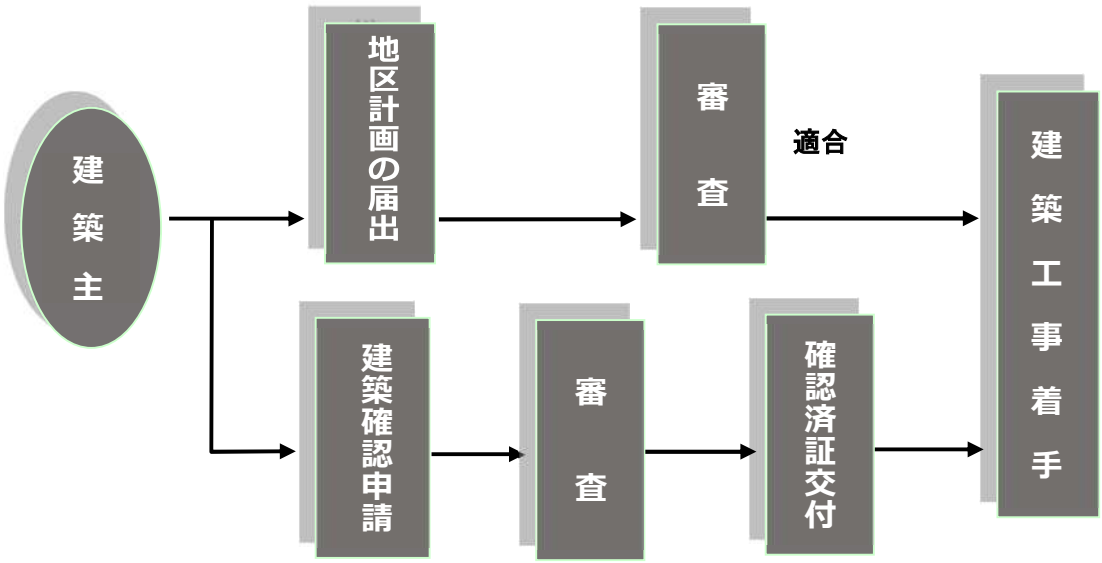
吉原平池地区計画のルール

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	地階を除く階数が２階以下の建築物のうち、次に掲げるものに限り、建築することができる。 １　住宅 ２　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「法施行令」という。）第１３０条の３で定めるもの ３　前２号の建築物に附属するもの（法施行令第１３０条の５で定めるものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	１６０㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、１m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 １　物置、車庫等で、軒の高さが２．5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が１２㎡以内のもの ２　建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの ３　階数が１で壁を有しない車庫
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところによるものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 建築物等の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に接する敷地境界線から１m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が０．６m以下のものに限る。）としなければならない。 ただし、門塀にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が５㎡以下のものはこの限りでない。



届出勧告制度について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**３０日前**までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

豊田市役所都市計画課　０５６５－３４－６６２０